

加賀商工会議所行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間平成31年4月1日～令和6年3月31日まで

2、内容

目標1：育児休業・介護休業制度を周知させる。

<対策>

- 平成31年4月～ 利用促進のため、また利用者以外の職員の理解を増進させるため、育児休業・介護休業に関わる就業規則を全職員に周知させる。
- 平成31年4月～ 法改正があった際には、速やかに就業規則を見直すとともに全職員に周知させる。

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 休業取得者の代替として、臨時職員の確保や職種変更など、環境整備を整え業務改善等を検討する。
- 平成31年4月～ 男性職員の育児休業の取得を取得しやすい環境づくりを行うため、管理職を対象とした研修の実施

目標3：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成31年4月～ 各課において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成31年4月～ 職場復帰後、子育てに必要な時間及び有給休暇の取得の推進をする。
- 平成31年4月～ 年次有給休暇60%以上の取得推進

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。

<対策>

- 平成31年4月～ 市内高等学校などを通じて、就業体験希望者の受け入れを行なう。